

# 大分県報

令和元年  
十一月二十九日  
（四）  
（金曜日）

## 目次

### 規 則

児童福祉法施行細則の一部改正……………一  
大分県建築士法施行細則の一部改正……………五

### ○規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十九号

#### 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和六十二年大分県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条の五の見出し中「養育里親希望者」を「養育里親希望者等」に改め、同条第三項中

「養育里親認定変更等届出書」を「養育里親 養子縁組里親 認定変更等届出書」に改め、同項を同条第

四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 施行規則第三十六条の四十一第三項の規定による申請は、養子縁組里親認定申請書（第十号様式の十の二）により行わなければならない。

第十号様式の九及び第十号様式の十中

以下①～④の項目に該当しない旨申し立てます。

養育里親希望者 \_\_\_\_\_ 印

印

令和元年十一月二十九日

以下②～④の項目に該当しない旨申し立てます。

同居人

（14歳に満たない者を除く。）

\_\_\_\_\_ 印  
\_\_\_\_\_ 印  
\_\_\_\_\_ 印  
\_\_\_\_\_ 印

を

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の養育に関し著しく不適当な行為をした者

以下①～③の項目に該当しない旨申し立てます。

養育里親希望者

\_\_\_\_\_ 印  
\_\_\_\_\_ 印

以下①～③の項目に該当しない旨申し立てます。

同居人

（14歳に満たない者を除く。）

\_\_\_\_\_ 印  
\_\_\_\_\_ 印  
\_\_\_\_\_ 印  
\_\_\_\_\_ 印

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

に改め

大分県報号外（規則）





第10号様式の11（第9条の5関係）

養育里親 認定変更等届出書  
養子縁組里親

年 月 日

大分県知事 殿

住所  
氏名  
印  
「里親住所  
里親氏名  
個人番号」  
印

養育里親 認定申請書の記載事項及び申立て事項に変更等があったので  
養子縁組里親 児童福祉法施行規則第36条の43の規定により届け出ます。  
児童福祉法施行規則第36条の43の規定により届け出ます。

記

変更事項	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	
変更理由		

- 1 養育里親 が死亡した場合は、変更事項欄にその旨記載してください。
- 2 届出人と里親が同一の場合は里親住所及び里親氏名の記載を省略し、個人番号のみを記載することができます。

里親の同居人の状況	(フリガナ)		性別	続柄	職業及び履歴	個人番号				健康状態
	氏名	生年月日(歳)				1	2	3	4	

申請者、同居家族の人物その他参考事項	
居住地( 敷地( m <sup>2</sup> )、延建面積( m <sup>2</sup> 、部屋数( 室) )、持家・借家、通風(良・不良)、採光(良・不良) )、小学校までの距離( km)、中学校までの距離( km) )、農林・山村・漁村・商業地・住宅地	

以下①～③の項目に該当しない旨申し立てます。  
 養育里親 \_\_\_\_\_ 印  
 養子縁組里親 \_\_\_\_\_ 印

以下①～③の項目に該当しない旨申し立てます。  
 同居人 \_\_\_\_\_ 印  
 (14歳に満たない者を除く。)

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - ② 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者
  - ③ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の養育に關し著しく不適当な行為をした者
- 注 従前に里親であったことがある者はその旨及び他の都道府県において里親であった場合には当該都道府県名を「申請者、同居家族の人物その他参考事項」欄に記載すること。

- (添付書類)
- 1 申請者の居住する家庭の平面図
  - 2 養育里親研修 を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
  - 3 所得証明書等の所得の状況がわかる書類
  - 4 住民票(全部記載)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十号

大分県建築士法施行細則の一部を改正する規則

大分県建築士法施行細則（平成二十年大分県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「戸籍抄本、法第七条第二号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書という。）を「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」に改める。

第七条第一項中「同条第三号に掲げる場合」を「第二号」に改め、同条第四項中「同項第一号」を「第一号」に、「同項第三号」を「第三号」に、「第八条の二第三号」を「第八条の二第二号」に改め、「限る。」の下に「若しくは第二項」を、「おいては」の下に「当該二級建築士等又はその法定代理人若しくは同居の親族」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 二級建築士等又はその法定代理人若しくは同居の親族は、法第八条の二（第三号に係る部分に限る。）の規定による届出をする場合においては、届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添えて、知事に提出しなければならない。

第八条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第二十条第一号中「第七条第三項」を「第七条第四項」に改める。

第二十二条中「第七条第四項」を「第七条第五項」に、「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

二級 建築士免許申請書  
木造

大分県収入証紙

私は、二級 建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添え、申請します。  
私は、下記事項が事実で、かつ、正確であることを誓います。  
年 月 日 氏名 (署名)

大分県知事 指定登録機関		大分県知事		写真	
ふりがな	氏名	生年 月 日	性 別	年 月 日 生	縦4.5cm 横3.5cm の写真の裏面に氏 名及び撮影年月日 を記入して貼り付 けてください。
本籍	現住所	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>			
試験	二級 木造	建築士試験に合格した時期	年		
合格通知日付	年 月 日	合格通知書番号	第	号	

1 禁罰以上の刑に処せられたことがありますか。  
あるときは、その罪及び刑  
がなくなった日 年 月 日  
2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯  
して罰金の刑に処せられたことがありますか。  
あるときは、その罪及び刑  
がなくなった日 年 月 日  
3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一  
級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたこ  
とがありますか。  
あるときは、その日 年 月 日  
4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受  
け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定によ  
り一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され  
たことがありますか。  
業務の停止を受けたときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで  
5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務  
を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を通じ  
に行うことができなない状態ですか。  
ある  ない

※審査	手数料	住 民 票 合 合	合 名 格 格 照 照 者 者 合 合	欠 格 査 査 査 査 査 査	名 簿 登 録 登 録 登 録	免 許 証 行 証 行 証 行	※土木事務所受付印
※登録番号	第	号	※登録年 月 日	第	号	年 月 日	

【記入注意】数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は、該当する□の中に入れてください。外国の建築士免許を受けた方は、「試験」の欄に、その免許の名称、免許者及び免許の年月日を記入してください。

令和元年十一月二十九日

大分県報号外（規則）

第六号様式中「第7条第2項」を「第7条第3項」に改める。  
第七号様式中「第7条第3項」を「第7条第4項」に改める。

附 則

この規則は、令和元年十二月一日から施行する。